

不良債権の状況について

お取引先の経営改善支援や事業再生支援と共に、お客さまのご要望にあった金融サービスを提供したことにより、不良債権額は前年度より約12億36百万円減少し、不良債権比率は前年度から0.82ポイント低下し2.92%となりました。

今後も“最も相談しやすい地元のしんきん”の使命として、「お取引先と向き合い、お取引先とともに考える。」ことを基本に、経営改善や事業再生をきめ細やかにお手伝いするとともに、信用リスクを適切に管理してまいります。

- 貸出資産に関しましては、法令等に基づき、適切に開示することが求められております。
- 当金庫の金融再生法開示債権(根拠法:金融再生法)、及びリスク管理債権(根拠法:信用金庫法)は以下のとおりです。

金融再生法に基づく開示債権

金融機能の安定と再生を図ることを目的とした「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」に基づき、当金庫の資産査定の結果を下記の4つの債権に区分して開示しております。

信用金庫法に基づくリスク管理債権が貸出金を対象とするのに対し、金融再生法に基づく開示債権は貸出金のほか未収利息、仮払金、債務保証見返の各勘定を含みます。

このようにリスク管理債権と比べて対象が拡大するため、開示額に差異が生じます。

【金融再生法開示債権額】 (単位:百万円)

区分	平成27年3月末	平成28年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,313	3,484
危険債権	3,444	2,796
要管理債権	629	870
正常債権	215,751	237,677
合計	224,139	244,828

【金融再生法開示債権の保全状況】

(単位:百万円)

区分	開示残高(a)	保全額(b)	担保保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b)/(a)	引当率(d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	平成27年3月末 8,387 平成28年3月末 7,151	7,545 6,286	4,568 4,063	2,977 2,222	89.96% 87.90%	77.95% 71.97%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成27年3月末 4,313 平成28年3月末 3,484	4,313 3,484	1,783 1,598	2,529 1,886	100.00% 100.00%	100.00% 100.00%
危険債権	平成27年3月末 3,444 平成28年3月末 2,796	2,871 2,465	2,460 2,157	411 307	83.37% 88.17%	41.82% 48.17%
要管理債権	平成27年3月末 629 平成28年3月末 870	360 335	324 307	36 28	57.20% 38.58%	11.86% 5.07%
正常債権	平成27年3月末 215,751 平成28年3月末 237,677					
合計	平成27年3月末 224,139 平成28年3月末 244,828					

(注)「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

信用金庫法に基づくリスク管理債権

金融機関にとって最大のリスクは、貸出金の回収が困難となる「信用リスク」ですが、当金庫ではこの「信用リスク管理」の強化を図りながら健全経営に努め、地域金融機関としてお取引先のお役に立つ融資に努めてまいりました。

【リスク管理債権額】 (単位:百万円)

区分	平成27年3月末	平成28年3月末
破綻先債権	625	271
延滞債権	7,116	6,008
3ヵ月以上延滞債権	21	39
貸出条件緩和債権	608	830
合計	8,372	7,149

(注)これらの開示額は担保処分による回収見込額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

【リスク管理債権額の保全状況】

(単位:百万円)

区分	残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/A
破綻先債権	平成27年3月末 625 平成28年3月末 271	75 59	549 212	100.00% 100.00%
延滞債権	平成27年3月末 7,116 平成28年3月末 6,008	4,166 3,695	2,378 1,981	91.95% 94.49%
3ヵ月以上延滞債権	平成27年3月末 21 平成28年3月末 39	21 35	0 4	100.00% 100.00%
貸出条件緩和債権	平成27年3月末 608 平成28年3月末 830	302 271	36 24	55.68% 35.64%
合計	平成27年3月末 8,372 平成28年3月末 7,149	4,565 4,062	2,964 2,222	89.94% 87.89%

(注)1.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
2.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
3.「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

用語の解説

金融再生法に基づく開示債権関係

- ◆破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産、会社更生、民事再生、銀行取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
- ◆危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権。
- ◆要管理債権
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金。
- ◆正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権。

信用金庫法に基づくリスク管理債権関係

- ◆破綻先債権
破産、会社更生、民事再生、銀行取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する貸出金。
- ◆延滞債権
自己査定による債務者区分が実質破綻先及び破綻懸念先の債務者に対する貸出金。元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い貸出金。
- ◆3ヵ月以上延滞債権
元本または利息の支払いが3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権、延滞債権には該当しない貸出金。
- ◆貸出条件緩和債権
貸出先の再建・支援のため金利の減免や元本の返済猶予など貸出条件について一定の譲歩をした貸出金。(上記破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権を除く)